4　特定半導体生産施設整備等の実施体制

（１）特定半導体生産施設整備の実施体制

（２）特定半導体生産施設における生産の実施体制

（注１０）主な部署とその人数を記載すること。

5　特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

| 費用＼調達方法 | | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | その他自己資金等（注１３） | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定半導体生産施設整備に必要な資金の合計額 | | 調達先の名称：<br>借入額： | 調達先の名称：<br>借入額： | | | |
| 特定半導体生産施設整備に必要な資金の額 | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |

（注１１）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注１２）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注１３）国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）からの助成金を含む。

（ロ）整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

| 費用＼調達方法 | | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | その他自己資金等 | 合計（注１７） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定半導体生産施設における生産に必要な資金（注１４）の合計額 | | 調達先の名称：<br>借入額： | 調達先の名称：<br>借入額： | | | |
| 特定半導体生産施設における生産に必要な資金の額 | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |
| | 年度 | | | | | |

（注１４）「整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金」は、生産を開始する前に必要な資金を含め、特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金のうち５（イ）特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金を除いたものをいう。

（注１５）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注１６）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注１７）「特定半導体生産施設における生産に必要な資金の合計額」の「合計」欄以外の記載欄については、整備した特定半導体生産施設における生産に係る支援措置の利用を希望する場合には記載。